

## 審 査 書

(仮称)東洋薬科大学キャンパス新設事業に係る環境影響評価準備書及び環境影響評価書に関する横浜市環境影響評価条例第 23 条第 1 項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中 田 宏

### 第 1 対象事業

#### 1 事業者の名称及び所在地

名 称：学校法人 都築第一学園

代表者：理事長 都築 仁子

所在地：福岡県福岡市早良区室住団地 48 番 1 号

#### 2 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称)東洋薬科大学キャンパス新設事業(以下「本事業」という。)

種 類：自然科学研究所の建設(第 1 分類事業)

#### 3 事業実施区域

横浜市戸塚区俣野町 6 0 1 番外(以下「事業実施区域」という。)

### 第 2 審査意見

#### 1 全般的事項

本事業は、学校法人都築第一学園が、横浜ドリームランド跡地南側敷地(約 51,700 m<sup>2</sup>)に、薬剤師育成のための 6 年一貫教育を行う薬科大学を新設するものであり、横浜市環境影響評価条例に規定する対象事業である。

事業に供する建築物は、既存建築物(一部既存不適格建築物を含む)を改修して本部・図書館棟、食堂棟及び厚生棟として利用し、研究・実習棟、講義棟、動物舎については新たに建築する。既存建築物の建築面積の合計は約 8,500m<sup>2</sup>、新築する建築物の建築面積の合計は約 4,300m<sup>2</sup>、全ての建築物の延べ床面積は約 35,100m<sup>2</sup>とする計画としている。

学科は漢方薬学科、医療薬学科、健康薬学科の3学科を設置し、学生総定員は2,160名（1学年360名）、教職員数は約200名とする計画である。薬物に関する研究・実習を行うため、様々な試薬を使用するとともに動物実験を行う計画である。なお、遺伝子組換え・細菌関係の実験等については、今後行う可能性がある。

本事業の実施に伴って生じる排水は、公共下水道に排出する計画である。

事業の実施にあたっては、学生が化学物質を取り扱う実験等を行うことを考慮する必要がある

事業実施区域の都市計画法で定める地域地区は、第2種住居地域、第4種高度地区となっている。一方、事業実施区域周辺は、北側の公園予定地が第2種住居地域、北東側は第1種中高層住居専用地域となっており、南側と西側は市街化調整区域となっている。

事業実施区域の北側では、スポーツ公園・墓園の建設が進んでいる。北東側には集合住宅等の住居が存在し、西側敷地境界付近にも戸建住宅が存在している。

主な道路は、市道俣野314号線が原宿の交差点で国道1号と交差している。事業実施区域への公共交通機関としては、戸塚駅、大船駅、湘南台駅及び藤沢駅からの路線バスがある。

事業の実施にあたっては、事業内容及び地域の特性を考慮し、評価書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意する必要がある。

## 2 個別的事項

### (1) 環境影響評価項目

#### ア 工事中

##### (ア) 水質汚濁

工事に伴って排出される排水については、関係機関と協議のうえ適正な処理を行ったうえで排出すること。

##### (イ) 騒音・振動

a 地域住民に施工計画を周知するとともに、相談窓口を設置し問題が起きたときは適切に対応すること。

b 建設機械の集中稼働を極力避けるとともに、稼働時間、配置、塀の設置等、周辺地域への影響の低減に努めること。

#### イ 存在・供用時

##### (ア) 大気汚染

ドラフトチャンバーから排出される排気の調査については、排出口で濃度を測定し、必要に応じて活性炭を交換する等の対策を講じること。

##### (イ) 水質汚濁

実験系排水の事後調査については、処理施設出口において適切な頻度で行うこと。

(ウ) 悪臭

悪臭の調査については、動物舎及び研究・実習棟からの臭気を測定し、必要に応じて吸着剤を交換する等の対策を講じること。

(I) 低周波音

空調用室外機等の施設の稼働に伴って発生する低周波音を測定し、報告すること。

(オ) 電波障害

電波障害については、適切な対応を図るとともに、周辺住民等からの問い合わせ等に対しては十分な説明を行い、理解が得られるよう対応すること。

(カ) 地域社会

周辺道路の路上駐車について自主パトロールを行うなど、学生の車通学禁止の徹底を図ること。

(キ) 景観

既存高層建築物の改修にあたっては、専門家の意見を聴取し、周辺景観に調和するよう努めるとともに、事後調査を実施すること。

(2) 環境影響配慮項目

ア 存在・供用時

(ア) 有害化学物質

有害化学物質の使用量、保管量等を定期的に把握し、必要に応じその情報を地域住民に開示すること。

(イ) バイオハザード

遺伝子組換え・細菌関係の実験を行う場合には、漏えい防止対策や廃棄物処理対策等について事前に報告し、法律や本市の条例による必要な手続きを行うこと。